一般相談支援事業運営規程（例）

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく**

**指定一般相談支援（基本相談・地域移行支援・地域定着支援）事業所○○○運営規程**

**（※○○○には、事業所の正式名称記載してください。以下同じ）**

（事業の目的）

第１条　△△△が設置する○○○（以下「事業所」という。）において実施する指定一般相談支援事業の基本相談、地域移行支援及び地域定着支援（以下「指定一般相談支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定一般相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定一般相談支援の提供を確保することを目的とする。

**（※△△△は、開設者（法人名）を記載してください。以下同じ）**

**（※「障害児」を主たるサービスの対象者に含まない場合、「利用者」と記載してください。以下同じ）**

（運営の方針）

第２条　事業所は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適正、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うよう努めるものとする。

２　事業所は、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、指定一般相談支援の提供に努めるものとする。

３　事業所は、自らその提供する指定一般相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めるものとする。

４　前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　　○○○

（２）所在地　福岡県久留米市○丁目○番○号　○○ビル○号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条　事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

（１）管理者　1名

　　管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定一般相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

（２）相談支援専門員　○名

　　相談支援専門員は、自ら指定一般相談支援を実施する他、地域移行支援及び地域定着支援を担当するその他の従事者への技術的指導及び助言を行なう。

（３）地域移行支援相談員　○名

　　地域移行支援計画の作成、面接による相談及び同行支援等、利用者が一人暮らしに向けた適切な支援が行われるようにする。

（４）地域定着支援相談員　○名

　　地域定着支援台帳の作成、常時連絡体制の確保や緊急事態への対処等、利用者の家族、関係機関との連絡調整、緊急一時的な滞在支援等を行う。

（５）その他（事務職員等）　○名

　　事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。

　　ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）サービス提供日　○曜日から○曜日までとする。

（４）サービス提供時間午前○時から午後○時までとする。

（５）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする

**（※「営業日」「営業時間」は、利用者から相談や利用受付等が可能な日及び時間を記載してください。）**

**（※「サービス提供日」「サービス提供時間」は、利用者に対する指定一般相談支援のサービス提供が可能な日及び時間を記載してください。）**

（指定一般相談支援の提供方法及び内容）

第６条　事業所で行う指定一般相談支援の内容は、次のとおりとする

（１）基本相談

（２）地域移行支援

①地域移行支援計画の作成

②利用者等の面接相談

③障害者支援施設等又は精神科病院からの外出に際する同行支援

④障害者福祉サービスの体験的な利用

⑤一人暮らしに向けた体験的な宿泊

⑥市町村、指定障害福祉サービス事業者等、その他退院・退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整等

（３）地域定着支援

　　　①地域定着支援台帳の作成及び適宜見直し

　　　②利用者との常時連絡体制の確保

　　　③利用者の居宅訪問

　　　④利用者の家族及び指定障害福祉サービス事業者等その他の関係機関との連絡調整

　　　⑤緊急事態への対応

（利用者から受領する費用の額等）

第７条　法定代理受領を行わない場合は、法第51条の14第3項の規定により算定された額を利用者から受領する。

２　前項のほかに、給付決定者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の利用者等を訪問して指定一般相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の支払を給付決定者から受けることができる。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を支給決定障害者等から徴収するものとする。なおこの場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

（１）事業所から片道○○キロメートル未満　○○円

（２）事業所から片道○○キロメートル以上　○○円

４　第１項から第３項までの費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収書を当該費用を支払った給付決定者に対し交付するものとする。

５　第２項及び第３項の費用の額に係る指定一般相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、給付決定者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、給付決定者の同意を得るものとする。

６　第１項から第３項までの費用のほか、直接利用者の便益を向上させるものであって、給付決定者に支払を求めることが適当であるものについて給付決定者に支払を求める際は、理由を書面で明らかにするとともに、給付決定者に説明を行い、同意を得るものとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○とする。

**（※通常の事業の実施地域については、原則市区町村単位で記載します。なお、市区町村内の一部地域のみを対象とする場合は「○○市○○町」、「○○（合併前の旧○○の区域とする）」等客観的に区域が分かるような記載をしてください。（※通常の事業の実施地域が、虫食い地、飛び地となるのは不適切です））**

（指定一般相談支援を提供する主たる対象者）

第９条　事業所において指定一般相談支援を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

（１）身体障害者

（２）知的障害者

（３）障害児（児童福祉法に定める障害児）

（４）精神障害者（18歳未満の者を含む）

（５）難病患者等（法に定める難病患者等）

**（※指定申請書等に記載した主たる対象者を記載してください。）**

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項）

第１０条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（２）成年後見制度の利用支援

（３）苦情解決体制の整備

（４）虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の定期的な実施

（５）事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る

（６）前５号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（感染症及び食中毒の発生・まん延防止のための対策）

第１１条　事業所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じる。

1. 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図る。
2. 事業所において、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の作成）

第１２条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（苦情解決対応）

第１３条　提供した指定一般相談支援に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録することとする。

３　提供した指定一般相談支援に関し、法の規定により都道府県又は市町村その他関係機関及びそれぞれの長（以下「都道府県等」という。）が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等またはその家族からの苦情に関して都道府県等が行う調査に協力するとともに、都道府県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うとともに、その改善の内容を都道府県等に報告するものとする。

４　社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

（事故発生時の対応）

第１４条　事業所は、指定一般相談支援の提供により事故が発生した場合は、久留米市長及び市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

３　事業所は、利用者等に対する指定一般相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

【地域定着支援を提供している場合のみ】

（地域生活支援拠点等の機能）

第１４条の２　事業所は、久留米市の地域生活支援拠点として次の機能を担う。

障害者がその障害にかかる状態が急に変化する場合や、介護者の急病等により介護が受けられなくなるといった状況に対し、常時の緊急時対応体制を確保した上で、緊急事態における対応や医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

【地域移行支援を提供している場合のみ】

（地域生活支援拠点等の機能）

第１４条の２　事業所は、久留米市の地域生活支援拠点として次の機能を担う。

障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

（１）採用時研修　採用後○カ月以内

（２）継続研修　年○回

２　職員は、その業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するものとする。

３　職員であった者に、業務上知り得た利用者等並びにその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して行う会議等において、利用者等並びにその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等並びにその家族の同意を得るものとする。

５　事業所は、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するため、方針の明確化等の必要な措置を講じる。

６　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

７　事業所は、利用者等に対する指定一般相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定一般相談支援を提供した日から５年間保存するものとする。

８　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は　△△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

　この規程は、令和　　年　　月　日から施行する。